

理事・監事及び評議員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小田原福社会の理事、監事（以下「役員」という。）、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で週30時間以上勤務している者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、評議員会の承認を得て予算の範囲内で支給する。ただし、報酬額は理事長年額1,000万円以内（月額833,333円以内）、常務理事年額750万円以内（月額625,000円以内）、会長及び理事年額700万円以内（月額583,333円以内）とする。
- 3 常勤役員の通勤手当は、給与規定第16条を準用する。
- 4 理事長、常務理事及び会長に就任し、または、退任したときの報酬は該当月の日割計算により支給する。
- 5 常勤役員の報酬は、法人本部経理区分とする。
- 6 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(理事会等の出席報酬)

第4条 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、日額15,000円の報酬を支給する。ただし、常勤の理事については、これを支給しない。

(旅費の額)

第5条 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に支給する旅費は実費とする。

2 常勤役員に支給する旅費は旅費規程による。

(報酬及び旅費の支給方法)

第6条 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び旅費の支給は、銀行振込により行う。

2 常勤役員の報酬の支給は、職員給与の支給日に行う。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の議決を得て行う。

附 則 平成14年 1月 1日施行
平成22年12月12日改定
平成28年12月17日改定
令和 2年 4月 1日改定